魚介第343 号

令和６年８月９日

居宅介護支援事業所管理者　様

魚沼市市民福祉部介護福祉課長

**居宅介護支援費の算定に係る特定事業所集中減算の取扱いについて（通知）**

このことについて、令和６年度の取扱いは、別添１「居宅介護支援費の算定に係る特定事業所集中減算の取扱い」のとおりとします。

つきましては、所定の書類を作成のうえ、特定事業所への集中が80％を超えた場合は、正当な理由の有無に関わらず、期限までに必要な届出をされますよう通知します。

記

１　届出の提出期限

　　・前期　　令和６年９月13日（金）

　　・後期　　令和７年３月14日（金）

２　届出先

　　〒946-8601　魚沼市小出島910番地

　　　　　　魚沼市役所　市民福祉部　介護福祉課　介護保険係

３　その他

　詳細は、別添資料等をご確認願います。特定事業所集中減算に関する届出書の様式やフローチャート等は、魚沼市のホームページにも掲載していますので参照してください。

魚沼市ホームページ　https://www.city.uonuma.lg.jp/

＞くらし・行政　＞高齢・介護　＞介護 　＞介護保険事業所向け情報

　＞特定事業所集中減算について（居宅介護支援事業所）

<https://www.city.uonuma.lg.jp/page/2131.html>

担当

　魚沼市役所 市民福祉部

　介護福祉課 担当 田巻

TEL 025-792-9755

FAX 025-792-5600

E-mail kaigo@city.uonuma.lg.jp